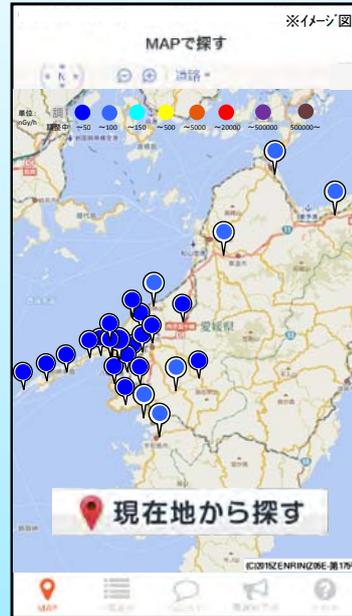


- 愛媛県では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載している環境放射線データを、スマートフォン用アプリを活用してリアルタイムで住民へ伝達。
- GPS機能を活用し、伊方発電所からの距離・方位を取得するとともに利用者の最寄りのモニタリングポストを抽出することが可能。



スマートフォン用アプリ



※1: 測定線量により、各ポイントの色が変化。マップは拡大・縮小が可能。
 ※2: 今年度中に山口県をはじめ周辺県の環境放射線データ測定結果を表示予定。
 ※3: 上記図は、スマートフォン用アプリ画面のイメージ図。

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定剤素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

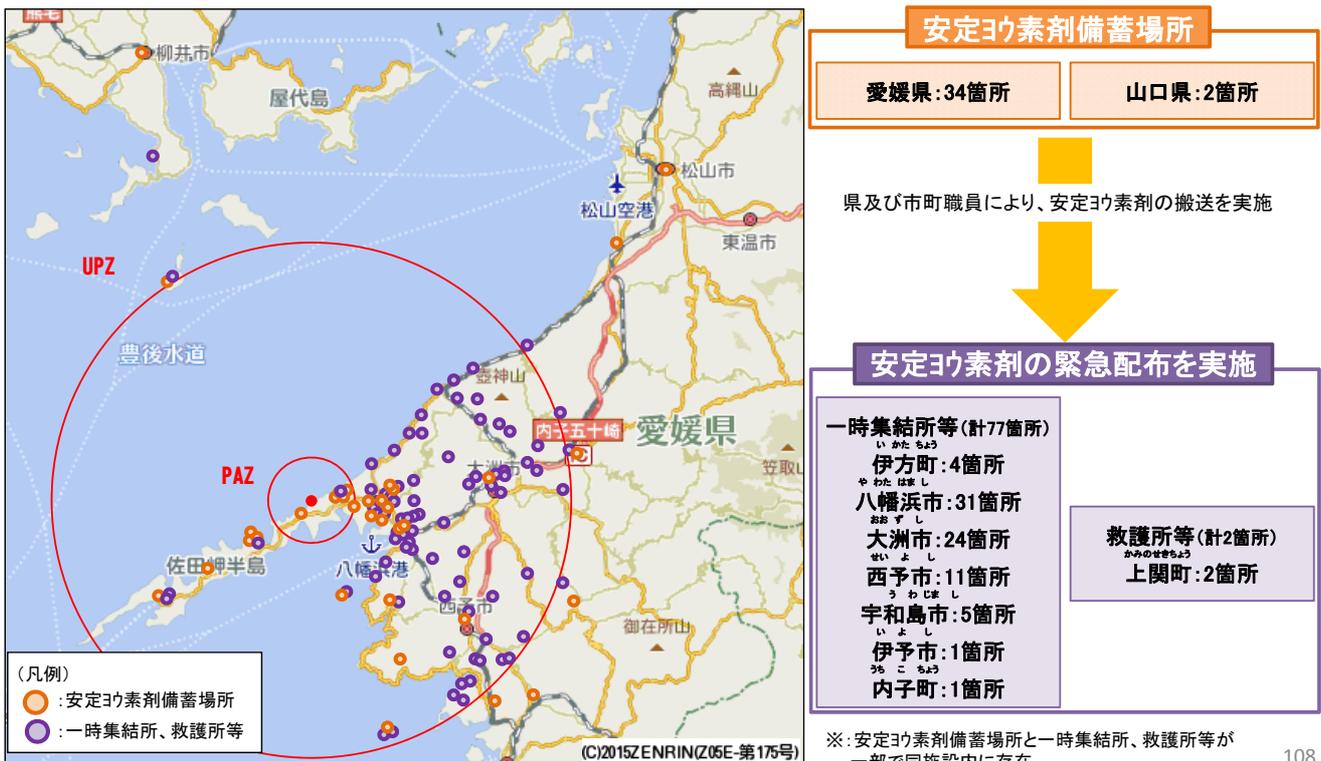
PAZ圏内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 愛媛県及び伊方町では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施した。平成27年8月24日現在、約3,500人に配布しており、今後も継続して説明会を複数回実施し、配布を行う。また、常設相談窓口を通じても配布を実施。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、愛媛県は計34箇所の施設に合計約890,000丸の丸剤と8,000gの粉末剤を、山口県は計2箇所の施設に合計2,000丸の丸剤と25gの粉末剤を備蓄。
- 緊急配布は、愛媛県は備蓄場所より一時集結所等(計77箇所)に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を、山口県は備蓄場所より救護所等に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。



※: 安定ヨウ素剤備蓄場所と一時集結所、救護所等が一部で同施設内に存在

愛媛県及び山口県の避難退域時検査場所の候補地

愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。

検査場所通過する避難元市町 愛媛県 (12箇所)



検査場所	避難元市町
三崎港※1	伊方町※2
観光交流施設 佐田岬はなはな※1	
しもなだ運動公園	伊方町※2、八幡浜市、 大洲市、伊予市
内子町役場内子分庁舎	大洲市、西予市、 八幡浜市、内子町
新谷公民館	大洲市
菅田公民館	
大成ふれあい広場	大洲市
清流の里 ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ ほわいとファーム	
コスモスホール三間	宇和島市
内子PA	八幡浜市、大洲市
伊予灘SA	

※1:「三崎港」、「観光交流施設佐田岬はなはな」は、三崎港から海路避難を実施する際に使用
 ※2:伊方町は、PA2及び予防避難エリアに位置するが、放射性物質放出後に避難を実施した住民は、当該検査の対象

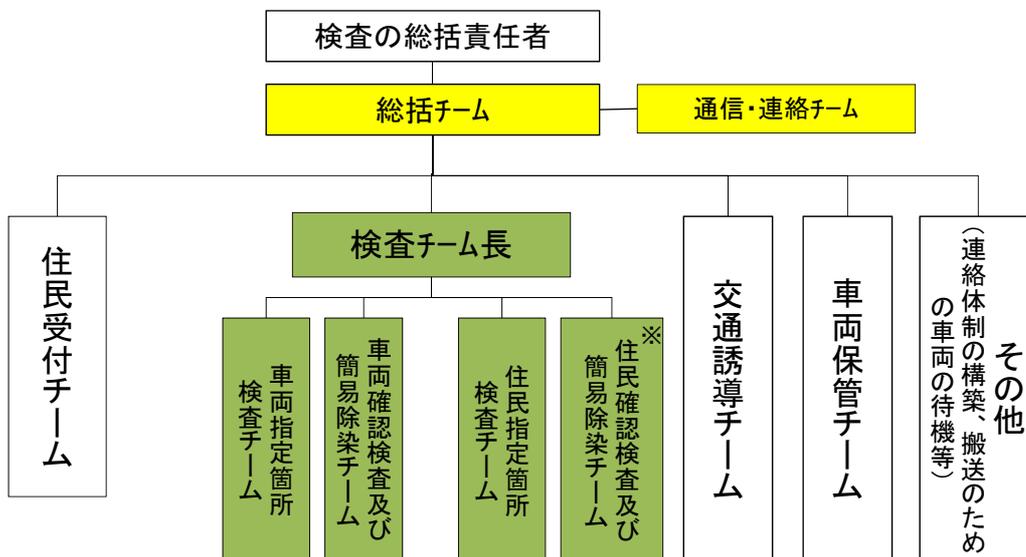
山口県 (1箇所)

検査場所	避難元市町
上関町立中央公民館	上関町 109

避難退域時検査場所の運営体制

- 避難退域時検査場所は、愛媛県、山口県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、500人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(放射線医学総合研究所・日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

放射線医学総合研究所による協力体制

- 放射線医学総合研究所(千葉市)は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、OFCに専門家、救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、本所からは、被ばく医療に関する相談への指導・助言も実施。



日本原子力研究開発機構による協力体制

- 日本原子力研究開発機構は緊急時において、原子力緊急時支援・研修センター(茨城)が窓口となり、国及び関係自治体の要請に基づき、避難退域時検査場所における検査指導等の協力を実施するとともに、検査等に関する資機材、車両による支援も実施。また、オフサイトセンター(OFC)や緊急時モニタリングセンター(EMC)等へ専門家を派遣。



放射線防護資機材



移動式体表面測定車



資機材運搬車



移動式全身測定車



※平成23年東日本大震災時における日本原子力研究開発機構の活動



作業員の内部被ばく測定



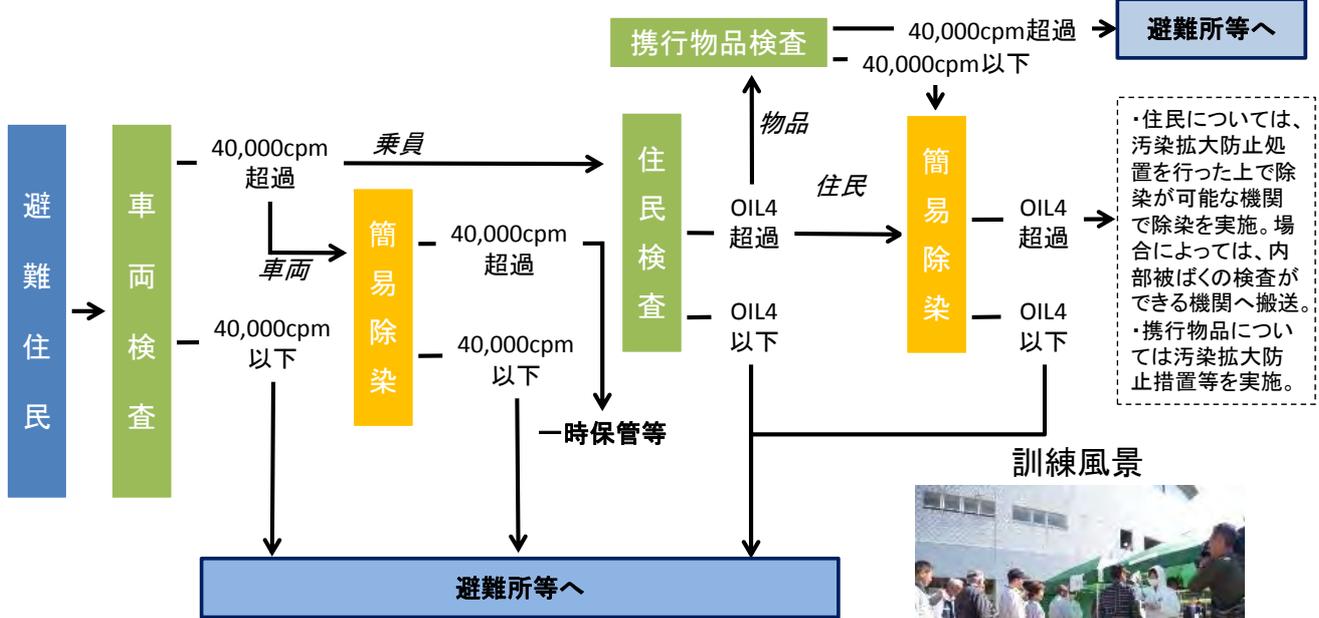
緊急被ばく医療のための受入体制構築



緊急時モニタリング

避難退域時検査場所における活動基本フロー

- 避難退域時検査は、自治体職員、原子力事業者、診療放射線技師等により実施。
- 検査要員は、検査及び簡易除染が実践できるよう、放射線の基礎等の講義及び機器の取り扱い実習を含む研修を受講。



- ※ 避難時の除染や緊急事態応急対策活動等により発生した汚染水・汚染付着物等については原子力事業者が処理。
- ※ 車両の一時保管が必要となった場合は、原子力事業者の協力の下、保管場所を確保。

被ばく医療体制

- 放射性物質による汚染や被ばくの状況に応じて、初期・二次・三次の医療体制により、適切に対応。

初期被ばく医療

- ① 避難退域時検査
- ② ふき取り等の簡易な除染
- ③ 軽度の外傷等の治療
- ④ 健康相談 等

二次被ばく医療 【一次除染で十分除染できない場合等に実施】

- ① シャワー等を用いた除染
- ② ホールボディカウンタ等による内部被ばく評価
- ③ 被ばく患者の診療、応急医療措置 等

二次被ばく医療で対応できない場合は、三次被ばく医療機関へ搬送

消防防災ヘリ等による搬送

三次被ばく医療 【広島大学(、放射線医学総合研究所)で実施】

- ① 高度専門的な線量評価
 - ② 高度な専門的除染 等
- 高度かつ専門的な被ばく医療



※平成27年8月の原子力災害対策指針改正を踏まえ、今後計画的に体制を強化していく。

10. 国の実動組織の支援体制

伊方地域周辺の主な実動組織の所在状況

▶ 不測の事態の場合は、愛媛県、山口県及び関係市町からの要請により、実動組織(自衛隊、警察、消防、海保庁)による各種支援を必要に応じて実施。



※伊方地域関係県、関係市町の地域防災計画を元に策定